

六

総中第二〇七號

案起

昭和五年五月五日

決定

昭和五年五月廿二日

施行

昭和五年五月十八日

内閣府大臣了



外航船が外地で燃料として購入した石油製品を内航船に使用を禁  
止する等のため石油製品配給規則(昭和二十四年)総務庁令、大蔵省令、  
厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、  
近衛省令、河内省令、建設省令、  
改正して公布することとした(関係各府令)は通商産業  
省令(第九九七号)に合議中

案

各省共同命令

通商産業省

一 別紙のとおり。

Handwritten text in vertical columns, likely a list or report, written in cursive Japanese (sōsho). The text is arranged in approximately 10 vertical columns within a rectangular border. The characters are small and densely packed, typical of traditional Japanese administrative documents.

総理府令、法務府令、  
 大蔵省令、文部省令、  
 厚生省令、農林省令、  
 通商産業省令、運輸省令、  
 第三号  
 郵政省令、電氣通信省令、  
 労働省令、建設省令、  
 経済安定本部令

石油製品配給規則の一部を改正する命令を次のよ  
 うに制定する。

昭和二十五年五月十八日

内閣総理大臣

法務総裁

大蔵大臣臨時代理  
国務大臣

文部大臣  
 厚生大臣  
 農林大臣  
 通商産業大臣  
 運輸大臣  
 郵政大臣  
 電氣通信大臣  
 労働大臣  
 建設大臣  
 経済安定本部総裁

石油製品配給規則の一部を改正する命令  
 石油製品配給規則（昭和二十四年総理府令、  
 大蔵省令、法務府令、文部省令、厚生省令、農

めくれず

総理府令、法務府令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林省令、  
◎通商産業省令、運輸省令、第三号  
郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令、  
経済安定本部令

石油製品配給規則の一部を改正する命令を次のよ  
うに制定する。

昭和二十五年五月十八日

内閣総理 日田 茂  
法務総長 旭田 俊吉  
大蔵大臣臨時代理 池田 勇人

国務大臣臨時代理

文部 天野 貞祐  
厚生 大 讓治  
農林 大 幸太郎  
通商産業 大 頼 莊太郎  
運輸 大 屋 晋三  
郵政 大 沢 佐重喜  
電気通信 大 沢 佐重喜  
労働 大 木 正文  
建設 大 田 甲子七  
経済安定本部 田 茂

石油製品配給規則の一部を改正する命令  
石油製品配給規則（昭和二十四年総理府令、  
大蔵省令、法務府令、文部省令、厚生省令、農

林省令、面工省令、運輸省令、<sup>逓</sup>通信省令、労働省令、建設省令第一号の一부를次のように改正する。

第十五條第一項の次に次の一項を加える。  
本邦へ本州、北海道、四国、九州及び別表第六で定めるその附属の島をいふ。以下同じ。の港と本邦以外の地域<sup>の</sup>の航海（以下「外航」といふ。）に從事する船舶の運輸の用に供するため、本邦以外の地域において譲り受けた石油製品は、当該船舶の外航の用途以外に使用し又は存し得ない。但し、経済安定本部總裁の定める方策に基づいて、主務官庁が行う許可を受けた場合は、この限りでない。

別表第一一中ト アスファルトを削り、  
チ 石油ピツチ ト 石油ピツチ  
リ パラフィンレ を チ パラフィンレ に  
改める。

別表第五の次に次の表を加える。  
別表第六

第十五條第二項の規定による附属の島とは、本州、北海道、四国及び九州の附属の島のうち、左に掲げる島以外の島をいふ。  
一 千島列島（<sup>一</sup> 瑠璃瑠諸島を含む。）  
二 小笠原諸島、硫黄列島、大東島諸島、沖島島、南島島及び中島島

三 竹の島  
四 北緯三十度以南の南西諸島（口の島）  
を  
含む。  
附 則  
この命令は、公布の日から施行する。

裏面白紙

裏面白紙

昭和二十五年五月十一日

資源庁 石油配給課



総理府 省官房

局 総務課長 殿

石油製品配給規則の一部改正について  
石油製品配給規則（昭和二十四年共同省令第一号）について左の点を別紙のように改正したいから、至急貴省内の決裁をお願いしたい。本件については九月十日より公布施行するよう準備を進めているから、乗る十五日（日）までに貴省内決済稟議の写一部を当課まで必ず届けられたか。

記

- 一 外航船が外地で燃料として購入した石油製品を国内で使用することの禁止について
- 二 アスファルトの配給統制徹底について

航船に

寫

昭和 26 年 第 191 號

接受  
昭和 26 年 5 月 10 日

接受マデ  
起案マデ  
ノ日數

決判  
施行  
月 日

農林省

同、議用紙

農林大臣官房長  
秘書課長  
文書課長  
總務課長  
林務課長

大臣官房長

木浦製紙廠林植規則の一部改正の件



河

河川製成取付規則 (昭和二十四年) 徳島庁令 大蔵省令

河川庁令 河川工事令 建設省令 第一号) 河川別紙の

林業令で改正するもの等河川

河川別紙  
河川別紙  
河川別紙

(安信舎納)

(日本標準規格B5 (182 x 257mm))

総理府令、法務府令、  
 大藏省令、文部省令、  
 厚生省令、農林省令、  
 通商産業省令、運輸省令、  
 郵政省令、電氣通信省令、  
 労働省令、建設省令、  
 経済安定本部令、  
 第三号

石油製品配給規則の一部を改正する命令を次のよ  
 うに制定する。

昭和二十五年五月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂  
 法務総裁 殖田俊吉  
 大藏大臣 池田勇人

文部大臣 天野貞祐  
 厚生大臣 林 讓治  
 農林大臣 森 幸太郎  
 通商産業大臣 高瀬 莊太郎  
 運輸大臣 大屋 晋三  
 郵政大臣 小沢 佐重喜  
 電氣通信大臣 小沢 佐重喜  
 労働大臣 鈴木 正文  
 建設大臣 増田 甲子七  
 経済安定本部総裁 吉田 茂

石油製品配給規則の一部を改正する命令  
 石油製品配給規則（昭和二十四年総理府令、  
 大藏省令、法務府令、文部省令、厚生省令、農

林省令、面工省令、運輸省令、逓信省令、労働省令、建設省令第一号の一부를次のように改正する。

第十五條第一項の次に次の一項を加える。  
本邦（本州、北海道、四国、九州及び別表第六で定めるその附属の島をいう。以下同じ。）の港と本邦以外の地域の港との航海（以下「外航」という。）に従事する船舶の運輸の用に供するため、本邦以外の地域において譲り受けた石油製品は、当該船舶の外航の用途以外に使用してはならない。但し、経済安定本部總裁の定める方策に基づいて、主務官庁が行う許可を受けた場合は、この限りでない。

別表第一の中「ト」を削り、  
「石油ピツチ」を「ト」に改め、  
「石油ピツチ」を「ト」に改める。

別表第五の次に次の表を加える。  
別表第六

- 第十五條第二項の規定による附属の島とは、本州、北海道、四国及び九州の附属の島のうち、左に掲げる島以外の島をいう。
- 一 千島列島（瑠璃瑠諸島を含む。）
  - 二 小笠原諸島、硫黄列島、大東島諸島、沖島島、南島島及び中島島

三 竹の島  
四 北緯三十度以南の南西諸島（口の島）  
を  
含む。  
）  
附 則  
この命令は、公布の日から施行する。

裏面白紙

官企才三六五号

昭和二十五年五月十五日

通商産業事務次官 勝

運輸事務次官



石油製品配給規則の一部改正について  
標記の件については、昭和二十五年五月十二日附申越しのあつた原案  
通り異議なく決着になつたから通知する。

運輸省

裏面白紙

(逆 省)

大臣官房企務課

裏面白紙

大臣 印

事務次官 印  
 官房長 印  
 企務課長 印  
 文書課長 印  
 法 令 印

鐵道監督局長 印  
 總務課長  
 自動車局長 印  
 海運調整部長 印  
 海運課長  
 海運局長 印  
 海運資料課長  
 船舶局長 印  
 船員局長 印  
 港務局長 印  
 海上保安局長 印

昭和十五年五月十一日

経済安定本部勅力局  
石油課長 長

石油源廳 鈴木 勅力  
石油課長 殿

石油製局配給規則の一部改正について

昭和十五年五月十一日付を以て御申越の標記の件、当部は  
於ては異議なく決済真義の字一部を添之回答する。

経済安定本部

(保存期間 年)

昭和25年5月11日起案

(成號決裁用紙)

昭和25年5月11日起案	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
部主課務	勤・石油課	主任官
		加藤幸野官

次長 石油課長 (印)  
 次長 動力局長 (印)  
 次長 産業政策課長 (印)  
 次長 生産局長 (印)  
 次長 海運課長 (印)  
 次長 建設局長 (印)  
 次長 官房長 (印)  
 次長 庶務課長 (印)  
 次長 企画課長 (印)

大 副官房長 (印)

政務次官

石油製品配給規則の一部改正の件

經濟安定本部

昭和二十四年共同省令第一号 石油製品配給規則

この左記の真に別紙のよう改正を差支たりか

なお本件は五月十五日より公布施行の予定である。仰、高裁

外航船が外地で燃料として購入した石油製品

はこれに外航用以外の用は供してはならないこととした

こと。



理由

現行石油製品配給規則第十五條の所謂用途外  
 使用禁止規定は、輸入貿易及び對外支拂管理令  
 第十四の規定に基き、外航船の使用残（船用品）  
 たる石油製品には適用出来ぬ。  
 この改正による等の石油製品に付ても、用途外使用  
 の禁止を明確にした。

經濟安定本部

ニ、アスファルトの配給統制を撤廃したること。

理由

大平洋岸石油精製工場再開に伴ひ、アスファルトの  
 供給著しく増大し配給統制経路の必要なくなつたこと。  
 （本件に關しは、別紙をとり E.S.S.より覚書が送付され  
 たること。）

註) 大政務次官<sup>（註）</sup>は旅行中につき官房長官の承認を得て通知する。

通商産業省

接受	昭和 年 月 日	決判	月 日	主任者官氏名
起案	昭和 年 月 日	施行	月 日	

配油課長 (印)

油政課長 (印)

鉱小局長 (印) 鉱政課長 (印)

總務課長

資源庁長官 (案張右伺)

總務課長 (案張右伺) 法令審査委員 (印)

官房長 (印)

事務次官 (印)

大臣了

政務次官 (案張右伺)

石油製品配給規則の一部改正について

裏面白紙

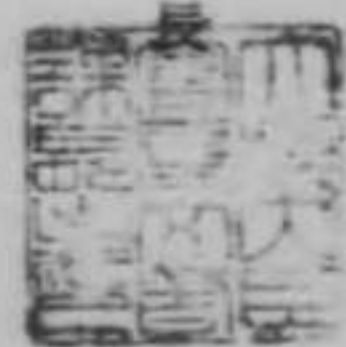
評議用紙

日 本 政 府

文 第 一 七 一 号

昭 和 二 十 五 年 六 月 二 日

大 臣 官 房 文 書 課 長



資 源 庁 鉱 山 局 配 油 課 長 殿

石 油 製 品 配 給 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て ( 回 答 )

右 に つ い て は、照 会 案 文 の と を り、改 正 す る こ と に 異 議 が な い か ら、  
よ ろ し く お 取 り 計 ら い 願 い た い。

大 藏 省

裏 面 白 紙

厚生省

厚生省商總第六七号

昭和二十五年五月十五日

大臣

總務課長

事務官

事務次官

業務局長

企業課長

事務官

石油製品配給規則（昭和二十四年度共同省令第一号）の一部改正について

郵文第四三四号

昭和二十五年五月十八日

郵政省

郵政大臣官房文書課長



資源廳鉱山局配給課長 殿

石油製品配給規則の一部改正について

右について、原案通り改正方決裁せられたからよろしく取り計らわれない。

裏面白紙

明治三十二年  
持許片内  
資源庁鉱山局配給課長 敬

通信事務

東京都麻布局區内  
郵政大臣官房文書課



裏面白紙

寫

25. 5. 17

第 1 号  
電 258

大臣

次官

通信監

施

局長

課長

局付管理

課長

管理

主 管  
資材部

課長

官

調

石油製品配給規則の一部改正について

伺案

今般石油製品配給規則の中左記一處を改正し、資源庁より別紙  
改正案の送付があつたが、本省としては、是を以て認められ、かつ同案  
の通り処理すること、致した。

記

一外航船が外地で燃料として購入し、石油製品を内航船に使用する

至急

25. 5. 17

電氣通信省

616

この~~を~~禁止に付して  
ニアスファルトの~~配給~~製~~成~~に付して

(高木節)



通信事務

資源片  
鑛山局長殿

予通者  
文書課

裏面白紙

發管第二四号

昭和二十五年五月十五日

資源 廳長 官 殿

建設 事務 次 官



石油製品配給規則の一部改正について  
右について當省決議書寫を別紙の通り送付する。

建設省

裏面白紙

裏面白紙

大臣

管理局長

資材課長

政務次官

文書課長

事務次官

石油製品配給規則の一部改正について

建設省

215 マイブライタ-用紙

114

労働省收總第七〇号

昭和二十五年五月十二日

労働大臣官房總務課長



資源廳鉱山局配油課長 殿

石油製品配給規則の一部改正について  
本月十二日お申越しのあつた標記について、原案どおり異議なく  
決裁（写別添）を了したから通知する。



(労働省) 昭和二十五年五月十二日起案  
同 年五月十二日決裁

大臣

事務次官

総務課長

課長補佐

法令審査委員

石油製品配給規則の一部改正について伺

大  
16  
文

文 部 省

昭和25年5月15日

資源片配油課長殿

文部省管理局軍用品課長

石油製品配給規則一部改正上つて

原案通りで異議がないかよろしく取計  
い下さい。

裏  
面  
白  
紙